

2024 年 10 月 4 日

埼玉県知事 大野 元裕殿

一般社団法人 埼玉中小企業家同友会

代表理事 小松 君恵

代表理事 米山 正樹

代表理事 吉田 雄亮

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合 2-3-2

新都心ビジネス交流プラザ 10F

TEL : 048-747-5550 FAX : 048-747-5560

URL : <https://saitama.doyu.jp/>

2025 年度 埼玉県の中小企業政策に対する 中小企業家の要望・提言

一般社団法人 埼玉中小企業家同友会

・ 設立：1974 年 4 月

・ 代表理事：小松君恵 ((株)コマーム 取締役会長)

・ 代表理事：米山正樹 (社会保険労務士法人 プラスワン労務 代表社員)

・ 代表理事：吉田雄亮 ((株)吉田電工 代表取締役)

・ 会員数：1000 人

・ 活動：埼玉県下 16 の支部（基礎的組織）で中小企業経営者が参加する異業種の経営者団体であり、「経営体質の強化」「経営者の能力向上」「経営環境の改善」をめざすという「3つの目的」に基づき活動しています。

同友会の三つの目的

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的、平和的な繁栄をめざします

2025 年度 埼玉県の中小企業政策に対する中小企業家の要望・提言

はじめに

中小企業家同友会全国協議会（一般社団法人 埼玉中小企業家同友会）が行っている景況調査の 2024 年 4～6 月期では業況判断 D I は $\Delta 1 \rightarrow 1$ 、売上高 D I は $\Delta 1 \rightarrow 6$ 、経常利益 D I は $\Delta 5 \rightarrow \Delta 1$ 、景況を示す業況水準 D I は $\Delta 5 \rightarrow \Delta 3$ と改善しました。主要指標は前期並みに回復しました。また、埼玉同友会の景況調査（2024 年 7～9 月期）でも同様な数値で回復しました。

次期予想ではサービス業を除きほぼ好転を予測しています。しかし、人件費増加が 42.3% と 1993 年以来初めて 40%を超える水準になってきました。人材不足が業績を圧迫し、先行きに不安を感じる企業が増えています。今後は人材確保が・育成がカギとなる企業がおおくなると考えられます。

このような中で、私たち（一般社団法人）埼玉中小企業家同友会は、地域に根差し、地域の活性化を通して自社の成長も作り出そうと、中小企業憲章に基づく地域振興条例の制定運動に取り組んでいます。このような流れを盛り上げるため、今年度も 7 月 23 日に県内市町村のご協力の上、『中小企業サミット 2024』を開催いたしました。いつもご協力に心から感謝するものです。今後も一層のご支援をお願いします。

私たち埼玉中小企業家同友会は、「三つの目的」のもと、自社の経営を維持発展させ、経営者自身を磨き、自社を取り巻く経営環境を改善させる運動を通じて、地域の雇用の確保と地域振興を自治体と一緒に図って行きたいと活動している経済団体です。

中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい環境下にあるという観点に立って、埼玉県の中小企業政策に対して要望・提言させていただきます。

I. 中小企業憲章の理念と内容を実現し制度化を

(1) 2010年に閣議決定した『中小企業憲章』を県民全体の認識とし『中小企業憲章』や『中小企業振興基本条例』、『埼玉県小規模企業振興条例』の活用をしていただきたい。

(2) 中小企業を軸とした地域振興の経済政策を進めるため、中小企業のメンバーを多くいれた横断的機能を発揮する『中小企業振興基本条例』等の活用をはかる新たな会議体の設置をしていただきたい。

(3) 中小企業憲章の周知・広報のキャンペーンを展開すること。そのためにも毎年7月20日の「中小企業の日」や「中小企業魅力発信月間」を盛り上げ、周知していただきたい。取り組みを推進する自治体や中小企業団体などを支援していただきたい。

II. 公平公正な市場ルールを確立し、中小企業の価格転嫁がすすむよう健全な競争環境の醸成のために

(1) 昨年は価格交渉支援ツール等により価格転嫁に活用し効果が顕著にあらわれましたが2025年度も価格転嫁が進むよう「価格交渉促進」を通年の取り組みとして推進し、大手企業をはじめ中堅・中小企業も含めて社会全体で価格転嫁が促進されるような機運の醸成を図っていただきたい。原材料のみならず、特に労務費や賃金の価格転嫁が進むような政策を一層推進していただきたい。

(2) 「パートナーシップ構築宣言」を「宣言」だけにとどまらず、調達・購買時など実質的で公正な取引の視点から中小企業に配慮した取引条件の確立を図るよう国に働きかけていただきたい。

(3) 公共事業の受注企業からは、「公共事業は予算が決まっているため物価や賃金の上昇などに応じた価格転嫁に応じてもらえないことが少なくない」との声が聞かれます。公共事業でも価格転嫁ができる制度とし、価格転嫁が進むようにしていただきたい。

III. 先行き不透明な中小企業や小規模企業に寄り添った金融制度の確立

(1) 事業者の本業を伴走支援するのが地域金融機関の本来のあるべき姿です。事業者が自走できるような仕組みと一緒に構築していけるように積極的に県から地域金融機関に働きかけ、中小企業診断士協会や埼玉県よろず支援拠点などとの連携を促進していただきたい。

(2) 信用保証協会と利用者との間でトラブルが発生した場合、利用者が相談・苦情を寄せられる窓口を設置していただきたい。また、保証審査結果や保証率について利用申込者に対して丁寧に説明していただきたい。

IV. 労働環境改善と多様な人が活躍する就労環境の拡充を

(1) 最低賃金引き上げに合わせて、新規雇用や給与引き上げなどを実施した場合における社会保険料負担の助成制度等を県で創設し、様々な社会保険の事業者負担・個人負担の一部軽減等を図る施策を推進していただきたい。

(2) 収入の壁の問題について、個人負担の増加した分の給付や社会保険料の補助などを実施し、手取り収入増加の実現を国に働きかけていただきたい。

(3) 女性の社会進出を促進するために育児や介護離職の問題を早急に解消し、育児・介護休暇を取得しやすい社会を目指し、保育・介護施設で働く人の処遇改善も進める必要があります。働き方の見直しや男性の家事・育児参加の推進に取り組む中小企業へ支援を強めていただきたい。

(4) 高齢者の就労ニーズに応えるため、公的機関みずからが雇用環境を整備し、中高年齢者の技能を中小企業や地域づくりに活かす施策を検討していただきたい。また、就労環境を提供する仕組みを中小企業と連携して検討していただきたい。

(5) 障害者雇用の実状が正確に捉えられるように、法定雇用率での雇用を求められない従業員規模の中小企業における障害者雇用の状況について毎年調査し、発表していただきたい。

また、中小企業における障害者雇用促進のための支援策拡充と利用手続きの簡素化・柔軟化を企業として合理的配慮の提供における設備投資等に支援策を県で検討していただきたい。

(6) 県内の外国人労働者数は増加が予想される一方、技能実習生が劣悪な労働環境で働く問題が指摘されていますので今後、議論を進めていただきたい。

・外国人労働者の重要な役割を踏まえ、雇用許可制など他国の事例を参考にした今後のあり方を本格的に議論していただきたい。

・中小企業で働く外国人も多いことから実態を考慮した多文化共生制度を議論していただきたい。

・外国人労働者の受け入れ目的を明確にし、相談窓口や、窓口になる業者に対する指導の強化など、県独自の職業紹介制度の構築していただきたい。

V. 中小企業を取り巻く採用と教育環境の重視

(1) 高校・大学の授業料は年々値上がり、家計における教育費の負担が高まる中、2022年に日本学生支援機構が発表した調査結果によると奨学金を利用している大学生(昼間部)は約5割ということが明らかになりました。授業料引き下げを速やかに実施し、短期的に高等教育の無償化の方向も検討していただきたい。

(2) すでに学校を卒業した社会人の奨学金の返済は金利負担を含めて、奨学金の返済が厳しい状況が続いています。学生の奨学金返済について、奨学金の償還をなるべく学生に負担をさせないような制度の創設や奨学金返済を支援する自治体・企業への支援策を拡充していただきたい。また、自治体への支援や有利子部分を負担することなども含め、特段の便宜をさらに図っていただきたい。

(3) 奨学金は、借金ではない給付型奨学金制度のさらなる整備を行い、その拡充を図っていただきたい。また、奨学金の返済額減免制度、有利子部分を県が負担するなど積極的な支援を行う制度の創設を検討していただきたい。

(4) 学校教育等においては、中小企業の実態に即した最新かつ正確な姿を教えていただきたい。また、小・中学校など学齢期の早期段階から中小企業における職場体験・インターンシップを授業に組み込むことを検討していただきたい。その際には学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行っていただきたい

(5) 若年無業者の対策として職業訓練と失業給付制度等セーフティーネットを抜本的に充実させ、若者の就労支援を強化していただきたい。

VI. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な競争の促進を

(1) 県の公共事業での品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げていただきたい。

(2) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高め、中小企業への受注機会の分離分割発注を拡大し、工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種でなく、工事の規模の分割で行い、地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守し、また、一般競争入札を地方や中小企業分野に拡大することを抑制してい

ただきたい。

（３）「総合評価方式」の落札業者選定にあたっては、大企業が優位になる企業規模や工事実績の偏重を改め、中小建設業の地域貢献や地域精通力等を重視していただきたい。（仮称）『地域企業加点方式』等を検討していただきたい。

VII. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

（１）中小企業の新しい仕事づくりのため、官民が協力して市場・産業を生み出す「需要創出のための中小企業会議（仮称）」を広範な中小企業の参加で設置していただきたい。地域の大学や試験研究機関などと効果的に連携させ、中小企業による新しいビジネスの開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う産業人材育成を推進していただきたい。

（２）中小企業支援の補助金・助成金などは、手続き・審査が複雑なものがあり、審査が承認されても金融機関の関係等、実行をあきらめなければならない事例もあります。審査資料の再提出に困難な資料を求められるケースもあり、中小企業が現実的に利活用しやすい中小企業支援施策にしていきたい。